

概要版

第4回「保護林制度等に関する有識者会議」の概要について

1. 日時及び場所：

平成26年12月16日(火) 15:00 ~ 17:30

農林水産省本館7階 第3特別会議室

2. 議事：

保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

事務局から説明等が行われ、委員からは次のような意見が出ました。

【1(3)保護林をめぐる状況の変化】

- ・ COP10における愛知目標において、保護地域を質的にも高めていくことが世界的に合意されたことも今回の保護制林度を見直す大きな節目。

【3(1)保護林区分の再構築による諸課題への対応】

- ・ 再構築後の保護林区分の具体的なイメージを例示できないか。

【3(2)世界的に貴重な温帯性針葉樹林の積極的な保全】

- ・ 温帯性針葉樹林については、過去の資源利用や更新技術の課題等によって、林齢構成等が偏ってしまったこと等を再認識し、最優先で復元に取り組む整理としてはどうか。

【3(3)気候変動など新たな脅威への対応】

- ・ 気候変動については予測が難しいところもあるが、管理によって存続できると考えられる希少種のみに限らず、野生動物や病害虫の分布域拡大への対応についても見据えておくことが重要。

【3(5)①保護林の管理への専門的な知見の反映】

- ・ 委員会には、生物に関する専門家のほか、地域の関係者も参加することが重要。
- ・ 委員会の役割や機能について、もう少し明確にすべき。

【3(5)②国際基準への位置付け】

- ・ IUCN カテゴリーにあてはめるときに森林管理局ごとのバラツキがでないよう、統一的な基準の下で分類する仕組みが重要。

【3(5)④地域における保護林の管理手法】

- ・ 今後の管理には、生物多様性や持続性というものに取り組むことが重要であり、仮説と検証といったプロセスを用いた順応管理をする必要がある。このような管理のための職員の育成が重要。

【3(6)その他】

- ・ 保護林があることの価値が共有出来る様に国民に対する丁寧な説明が必要。

以上